

請願・陳情の審査の流れと記載例

請願・陳情は区政に関する事柄等について、皆さんが直接、区議会に要望できる制度です。請願は憲法で保障された権利であり、地方自治法で議員の紹介が必要と定められています。なお、議員の紹介がないものは陳情として受け付けます。目黒区議会では原則として、陳情を請願と同様に扱っています。

<提出時期>

請願・陳情書の受付は、随時行いますが、審査を行う定例会ごとに締切日を設けています。締切日以降に提出されたものは、次の定例会で審査を行います。

<提出方法>

- 請願・陳情書は、区議会事務局へ直接ご持参ください。郵送によるものは原則として審査を行いません。

<留意点>

- 付託予定委員会の正副委員長への趣旨説明を行うことができます。
- 提出された請願・陳情書に目黒区議会情報公開条例に該当する個人情報等が記載されている場合には、該当部分を削除するなど、適切な措置を講じることがあります。
- 受理した請願・陳情事項とその理由は、個人情報等に該当する部分を除いて、目黒区議会ウェブサイトで公表します。

- 委員会での審査の様子は、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は当日、区議会事務局へお越しください。
- 請願・陳情書の書き方は裏面をご覧ください。

<審査の流れ>



